

弘前市環境基本計画が目指す望ましい環境の実現に向けた パートナーシップ協定

市民の自立した組織である「ひろさき環境パートナーシップ21」（以下「パートナーシップ21」と略します。）と弘前市（以下「市」と略します。）は、弘前市環境基本計画が目指す望ましい環境（以下「望ましい環境」と略します。）の実現に向けたパートナーシップ協定（以下「パートナーシップ協定」と略します。）を次のとおり締結します。

1 パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、望ましい環境の実現に向けて、市民・事業者・市がパートナーシップに基づき、適切な役割分担のもと連携・協働していくことを目的とし、パートナーシップ21と市との関係や役割分担、相互協力の内容を定めるものです。

2 協働に関する3つの原則

パートナーシップ21と市は、協働の精神に基づいて、互いに次の原則を順守します。

- (1) 対等な立場に立って議論や意見交換を行います。
- (2) それぞれの自主性を尊重します。
- (3) 相互に連絡を密にし、協力しあいます。

3 相互の連絡調整について

パートナーシップ21と市は、相互の連絡調整を円滑に行うため、全体の運営に関して調整の必要な事項について、適宜、パートナーシップ21が開催する運営委員会を通じて協議します。

4 パートナーシップ21の役割と責務

- (1) パートナーシップ21は、自立した組織として、望ましい環境の実現に向けて、積極的に市と協働します。
- (2) パートナーシップ21は、市民や事業者・団体等の多様な意見や要望を集約・調整するため、各種フォーラム・ワークショップ・アンケート・勉強会等を実施し、望ましい環境の実現に向けた提言をします。

- (3) パートナーシップ21は、活動状況・成果・費用などについて情報を公開します。
- (4) パートナーシップ21は、望ましい環境の実現に向けた過程で知り得た情報のうち、秘密に属するものは、他に漏らしません。

5 市の役割と責務

- (1) 市は、パートナーシップ21に対して、望ましい環境の実現に必要な情報の収集及び提供をします。
- (2) 市は、パートナーシップ21が開催する運営委員会などを通じて、パートナーシップ21と市の各部課室などとの連絡及び意見調整に努めます。また、必要に応じて、勉強会などへ関係職員を参加させます。
- (3) 市は、パートナーシップ21と協働し、講座・講演会等を開催するほか、意識啓発・調査活動など、各種環境活動を行います。
- (4) 市は、パートナーシップ21から提言を受けた場合は、実現に向けて努力します。

6 その他

このパートナーシップ協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、パートナーシップ21と市が協議して決定します。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、パートナーシップ21と市は、記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成22年5月28日

ひろさき環境パートナーシップ21 代表

鶴見 實 
萬西 憲之 

弘前市長